

分野1 暮らしの支援

＜現状と課題＞

福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求められています。医療的ケアを必要としている障がいのある人や、重度障がいのある人、発達障がいのある人、重複障がいのある人など、様々な支援を必要とする人が地域で生活していくための支援体制や、障がいのある人が高齢になっても地域で安心して暮らすことができるような支援体制を充実させる必要があります。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

希望する生活のためにあればいいこと

- ・ 高齢になっても安心して生活できること（障がい者調査 54.4%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 47.2%）
- ・ 困ったときに相談できて教えてくれる場所（障がい者調査 36.3%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 32.4%）

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の社会資源の活用により、ライフステージに応じた切れ目のな

そうだんしえん さーびす ていきょうたいせい じゅうじつ はか
い相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

◆基本施策

基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 重度障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人に対する支援の充実について検討を進めます。
- 障がいのある人だけではなくその家族の方に対しても、関係機関の連携を図りながら、支援の充実に努めます。
- 発達障がいのある人に対して、個々の特性に応じた支援が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。
- 難病患者に対して、関係機関と**連携連携**しながら、難病等の特性（一日の中での病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。
- 障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 相談支援事業の充実

札幌市では、計画相談支援等を行う指定相談支援事業所の中から、「札幌市障がい者相談支援事業所」と「基幹相談支援センター」を運営する事業所を指定して委託実施しています。

「札幌市障がい者相談支援事業所」においては、専門研修を修了した相談員が、障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じます。また、地域支援員を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。

「基幹相談支援センター」においては、「札幌市障がい者相談支援事業所」に対する専門的な支援、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーターの活動支援を行っています。

各相談支援事業所の連携や、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担の在り方について検討しながら、障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業所の充実を図ります。

⇒ 障がい福祉計画の部（98ページ）もご覧ください。

◆ 自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化

各部会(地域部会、専門部会)を中心に、個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、

けんしゅう かいさいとう つう かんけいきかんそうご れんけいたいせい きょうか はか
研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図る
とともに、ちいき しえんたいせい せいび きょうぎ おこな
地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、かくぶろじえくとちーむ かくぶかい ふく ちいきかだい かいけつ
各プロジェクトチームや各部会を含め、地域課題の解決
に向けたむ そしきたいせい しさく いけんはんえい じっこうせい
組織体制により、施策への意見反映など、実行性のあ
るとりくみ すす
る取組を進めていきます。

◆ しょうがいふくし さーび す かくしゅ さーび す えんかつ ていきょう
障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供
しょうがいしゃそうごうしえんほう じどうふくしほう もと しょうがいふくし さーび す
障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス
ていきょう きばん じゅうじつ はか あら もう
の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた
さーび す どうよう えんかつ ていきょう つと
サービスについても、同様に円滑な提供に努めます。

また、しょう ひと たい こうつうひじょせい きのうかいふく くんれん
また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・訓練、
とくべつしょうがいしゃてあてとう しきゅう えんかつ さーび すていきょう つと
特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めま
す。

⇒ しょう ふくしけいかく ぶ ペー じいこう らん
障がい福祉計画の部（83ページ以降）もご覧ください。

◆ じゅうどしょう ひと たい しえん
重度障がいのある人に対する支援
ざいたく せいかつ じゅうどしょう ひと ちいきじゅうみんとう かいじょ
在宅で生活する重度障がいのある人が地域住民等から介助
う ばあい ひつよう ひよう しきゅう ぱーそなる あし
を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシ
す たん すじぎょう じっし じゅうどしょう ひと ちいき あんしん
スタンス事業の実施など、重度障がいのある人が地域で安心し
て暮らしていくことができるよう、ここ じょうきょう にーず
て暮らしていくことができるよう、個々の状況やニーズに
たいおう こま しえん ていきょう つと
対応したきめ細かな支援の提供に努めます。

◆ じゅうど しょう ひと いりょうてきけ あ ひつよう しょう ひと
重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人に
たい ちいきせいかつしえん じゅうじつ けんとう
対する地域生活支援の充実の検討
じゅうど しょう ひと いりょうてきけ あ ひつよう しょう
重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある

ひと あんしん にちちゅうかつどうとう さんか じゅうじつ ちいきせいかつ
人が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活
おく
を送ることができるよう、支援を担う人材の育成も含め、
さーび すていきょうきばん せいび けんとう
サービス提供基盤の整備について検討します。

◆ しょう ひと こうれいか たい しえん けんとう
障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

こうれいか しんしん きのう ていか かた ちいき あんしん せいかつ
高齢化により心身の機能が低下した方が地域で安心して生活
ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび しょうがいしゃ
できるよう、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者
そうごうしえんほう かいごほけんほう さーびす ちゅうしん ほらんていあとう
総合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等
ちいきしげん かつよう しえんたいせい かた
の地域資源も活用するなど、支援体制のあり方について
ひ つづ けんとう しえん じゅうじつ はか
引き続き検討し、支援の充実を図ります。

また、あら もう きょうせいがた さーびす どうにゅう
新たに設けられた共生型サービスの導入をはじめ、
こうれいしょう しゃ かいごほけん さーびす えんかつ りよう けんとう
高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用について検討
します。

※ きょうせいがた さーびす
共生型サービス

へいせい ねんど しょうがいふくし さーびす じぎょうしょとう
平成30年度から障害福祉サービス事業所等であれば、
かいご ほけん じぎょうしょ してい う 受けやすくなる 特例が
もう
設けられます。

◆ ほらんていあとう ちいきしげん かつよう しえんたいせい じゅうじつ けんとう
ボランティア等の地域資源を活用した支援体制の充実の検討

しょう ひと ちいき あんしん せいかつ
障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、
ほらんていあとう ちいきしげん かつよう しえんたいせい かた
ボランティア等の地域資源を活用した支援体制のあり方につい
けんとう
て検討します。

◆ はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう
発達障害者支援体制整備事業

個別支援ファイル(サポートファイルさっぽろ(※1))の活用
促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター(※2)等の活用
による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、
発達障がいのある人が社会で十分活躍できるよう、支援の
体制づくりに取り組めます。

また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の
発達障がい者の特性に応じた支援が適切に行われるよう、
福祉サービス事業所等に対し、二次障害、行動障害があるな
ど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整な
どの機関支援を行います。

※1 サポートファイルさっぽろ

札幌市が作成したファイルで、保護者が子どもの成長を
記録し、関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達
の経過を共通理解するためのもの。

※2 ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ
悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係
機関の紹介などを行ったりする先輩親のこと。

◆専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付ける仕組みの検討

社会福祉法の改正により、市町村は、地域住民及び関係機関
による地域福祉推進のための相互協力が円滑に行われ、地域
における地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供され
るよう、体制整備に努めることとされています。

札幌市においても、複合的な課題や制度の狭間などの課題を抱

える世帯に連携して対応できる支援体制を整備していくため、
既存の専門機関や地域住民主体の組織などを包括的に結びつ
ける仕組みについて今後検討を進めます。

基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

＜重点取組＞

◆地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部（91ページ）もご覧ください。

◆自立生活援助（新規）

施設入所支援や共同生活援助などを利用して一人暮らし

しを希望する障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問のほか、相談や助言等を行う新たな障害福祉サービスについても、他のサービスと同様に円滑な提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（91ページ）もご覧ください。

◆グループホーム等の整備推進

グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。

⇒ 障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

◆入所施設等との情報共有・連携

施設入所者の意向等を尊重した地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置（新規）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・開発支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 札幌市内の中小企業者等が行う、健康・福祉関連分野等の新製品・新技術の開発を促進します。

＜重点取組＞

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。

⇒ 障がい福祉計画の部（100ページ）もご覧ください。

◆福祉用具の普及（展示など）

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、自助具等の普及を目的に福祉用具の常設展示コーナーを設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

＜重点取組＞

◆障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施（新規）

福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、

じぎょうしょ あんていきょうんえい かくほ しょうがいふくしき サービスじぎょうしょ
事業所の安定的運営を確保するため、障害福祉サービス事業所
とう たい しえん じっし
等に対し支援を実施します。

◆ 福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施

ふくしき サービス すていきょうじぎょうしゃとう たい けんしゅう じっし
福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に
かか ぎじゅつてき しえん しつ こうじょう はか もくてき けんしゅう
係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を
じっし
実施します。

◆ 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業

みらい えがお かつどうすいしんじぎょう
く ちいき とくせい い げんき みりょく ちいき
区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの
すいしん もくてき く そういくふう さいりょう しょう
推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある
ひと しみん しゅたいてき おこな ちいきかだいかいけつ む とりくみ
人をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に
たい しえん おこな
対する支援を行います。